

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第2項

**【提出先】** 四国財務局長

**【提出日】** 平成22年6月25日

**【会社名】** 株式会社 徳島銀行

**【英訳名】** THE TOKUSHIMA BANK, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 柿内 愼市

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 徳島県徳島市富田浜1丁目16番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 徳島銀行 大阪支店  
(大阪市中央区島之内1丁目8番12号)

株式会社 徳島銀行 神戸支店  
(神戸市中央区磯上通8丁目3番10号)

株式会社 徳島銀行 高松支店  
(高松市観光通2丁目5番25号)

株式会社 徳島銀行 東京支店  
(東京都中央区日本橋本町3丁目9番4号)

(注) 高松支店及び東京支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行取締役頭取 柿内慎市は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社全社（4社）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結経常収益の一定割合（2 / 3）を基準として重要な事業拠点を選定し、選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスについて、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、評価範囲として決定しており、当該勘定科目には預金、貸出金、有価証券が含まれております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

平成21年11月25日開催の当行臨時株主総会において、当行及び株式会社香川銀行が共同株式移転の方式により両行の完全親会社となるトモニホールディングス株式会社を設立することが承認可決され、平成22年4月1日付で同社が設立され、両行はその完全子会社となりました。この経営統合は、翌期以降の当行の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。